

類別:歯科材料 (09) 歯科用研削材料  
 一般的名称:一般医療機器 歯科用ダイヤモンドバー JMDNコード:16670000

## 販売名:DSダイヤモンドFG

### 【警告】

1. 目的以外の使用の禁止: 歯科診療・歯科治療以外には使用しないこと。

### 【禁忌・禁止】

1. 改造の禁止: 形状変更や改造をしないこと。
2. 異常時の使用禁止: 本製品に異常や劣化が見られた場合は、使用を中止すること。
3. 注意事項の厳守: 本製品の正しい使用の為に、注意事項を必ず守ること。
4. 本製品に感作又はアレルギーを示す患者に使用しないこと。

### 【形状・構造及び原理】



作業部(切削部)  
ダイヤモンド

シャンク(軸)部  
ステンレス

### 【使用目的又は効果】

微細なダイヤモンド結晶で砥着されたスチール製の作業部を持ち、歯科用ハンドピースに装着し、歯牙、骨等の硬組織を研削するために用いる回転式の研削器具をいう。  
 金属、プラスチック、陶材、及び同様の材料の研削に用いることもできる。

### 【使用方法等】

使用用途に応じて最適なダイヤモンドバーを選択し、ハンドピースにシャンク部を差し込み歯牙などの研削・形成に使用します。

### 【使用上の注意】

1. 感染防止の為、オートクレーブ135°C30分又は、エチレンオキシサイトガス滅菌を行い、滅菌されたことを確認してから使用すること。
2. 許容回転数を超えた場合には破折して怪我をする恐れがあるので許容回転数を厳守し、フェザータッチで使用すること。(注1)
3. 本品はハンドピースメーカーの指示に従ってシャンクを確実に奥まで挿入して、半チャックでないことを確認すること。
4. 適切な品種選択を行い、通方に従って使用すること。
5. 使用前に口腔外で予備回転を行い、振れないことを確認する。
6. 予め患者の口腔外で変形・キズ・ヒビ等が無いことを確認する。
7. 頭部が細いもの・長いものあるいは大きいものは、折れたり曲がったりすることがあるので無理な角度や過度の加圧での使用は避けること。
8. 必ず注水下で使用すること。
9. 本品を使用する際は、目の損傷を防ぐために保護眼鏡などを使用すること。また作業時に発生する粉塵を吸い込まないよう作業時には防塵マスクを使用すること。
10. 落下・誤飲に注意する。
11. 本品は記載の用途以外には使用しないこと。
12. 歯科医師のみ使用すること。

### (注1)許容回転数

各形態により異なります。各形態の許容回転数はパッケージに表示してあります。

### 【保管方法及び有効期間等】

高温・多湿・直射日光及び水濡れを避け室温で保管すること。

### 【保守点検に係わる事項】

1. 使用後は医療廃棄物として適切な処理をすること。
2. 包装の破損・汚染した場合は破棄すること。
3. オートクレーブ・エチレンオキシサイトガス滅菌が可能です。
4. 使用後は直ちに医療用洗剤とブラシ等を使用して洗浄し、体液・生体組織等の異物を完全に洗い落としてください。

### 【包装】

5本または10本(同一形態)／ケース

### 【製造販売業者の氏名又は名称等】

製造販売業者

株式会社サンテクノ

住所: 〒311-3501

茨城県行方市芹沢995番地1

お問い合わせ先

Tel 0299-36-2511

Fax 0299-36-2533

※本品は、改善・改良の為予告なしに仕様・形態・材質等が変更される場合があります。